

地区社会福祉協議会等小地域福祉事業

山梨県共同募金会山梨市支会

1 対象事業

・市町村小地域（小学校区等）単位で、地区の社会福祉協議会や地区民生委員、児童委員等が取り組む地域福祉の推進を目的に実施する事業

以下のような事業は対象となりません

- ・政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業
- ・営利のために行う事業
- ・介護保険適用事業
- ・人件費、事務費
- ・国または、地方公共団体が設置し、もしくは経営し、またはその責任に属するとみなされる事業 等

2 対象者

・市町村内の地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員、地区福祉委員会等

3 対象事業例

- ・ふれあい広場、子どもの遊び場整備
（例：遊具やフェンス等設置および補修整備）
- ・備品整備や修繕を対象とした事業
（例：老人憩いの家防災倉庫、発電機購入等）

4 限度額 1か所につき30万円

5 申請方法

- ・今回申請を受けるのは、令和6年度に実施予定している事業です。
- ・令和5年4月20日（木）（消印有効）までに、別紙申請書に必要事項を記入し、関係書類（配分申請書、カタログ(備品購入の場合のみ)、見積書）を添えて、共同募金会山梨市支会（市社会福祉協議会内 山梨市小原西 843-4）へ提出してください。
- ・審査にあたり、プレゼンテーションをお願いする場合があります。
- ・共同募金会山梨市支会における審査ののち、山梨県共同募金会において申請の評価・決定が行われ、令和5年度の共同募金運動を経て、その実績に応じて配分額が決定し、令和6年度に山梨市社会福祉協議会を通じて交付されます。

付則 この要領は、令和5年2月20日より施行する。